

令和3年度茨城県カーボンニュートラル技術実証推進事業  
に係るプロポーザルに関する説明書

1 事業概要

(1) 事業名

令和3年度茨城県カーボンニュートラル技術実証推進事業

(2) 事業目的

温室効果ガスの排出削減に向けた世界的な取組が急速に進む中、わが国も2050年の実質ゼロ達成、中間目標として2030年まで46%削減を表明したところである。産業界においても、ESG投資の拡大や、グローバル企業からの脱炭素化の要求などにより、カーボンニュートラル対応が不可避な状況となっている。

このような中、本県では、二酸化炭素の約6割が産業系から排出されており、県内事業場の二酸化炭素排出量の9割近くが港湾や工業地帯を抱える臨海部に集中している。二酸化炭素排出量の大幅削減、産業競争力・立地競争力の強化を図るためには、臨海部を中心とした集中的な取組が必要である。

本事業では、中長期的な観点で、カーボンニュートラル実現に向けた民民連携の事業モデル（以下、「個別プロジェクト」という。）を複数組成させるべく、新エネルギー（水素・アンモニア等）の需要推計調査及びカーボンニュートラル関連の技術動向調査を行い、「想定される需要」と「活用できる技術」の見える化を図ることで、再エネ電力や新エネルギーのサプライチェーンの構築やエネルギー構造の抜本的転換に必要な技術開発、設備投資促進のための個別プロジェクト形成に向けた仮説提案等を行うことを目的とする。

(3) 業務の内容等

別紙仕様書のとおり。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

(5) 提案額

33,992,046円（消費税及び地方消費税を含む）を超えない範囲とする。

また、その内訳として、別紙仕様書「4事業内容（1）新エネルギー需要の推計（需要推計調査）」に係る経費は、8,996,301円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とし、「（2）カーボンニュートラル関連技術の整理・検討（技術動向調査）及び（3）個別プロジェクト形成支援、シナリオ検討」に係る経費は、24,995,745円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

なお、この額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

2 競争参加者の資格に関する事項

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の全ての要件を満たすこと。

(1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基

づく茨城県物品調達等競争資格参加資格者名簿に登録されていること。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、以下に示す場所へ申請すること。申請は随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

- (2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県への入札への参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員及び資金等の経営基盤を有する者であること。
- (6) 過去に同種・類似の業務を実施した実績を有する者であること。
- (7) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

### 3 担当部局

茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課 研究開発推進グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話 029-301-2499 メールアドレス kagaku02@pref.ibaraki.lg.jp

### 4 提出書類及び部数

企画の提案をしようとする者は、次により企画提案書等を作成し提出すること。

- |                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| (1) 企画提案提出書(様式第1号)                  | 1部 |
| (2) 資格要件に係る申立書(様式第2号)               | 1部 |
| (3) 法人の決算関係書類(直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書) | 1部 |
| (4) 企画提案書(A4版任意様式。但し、次の事項を盛り込むこと。)  | 7部 |

#### ア 業務企画案

別紙仕様書を基に、業務実施方針及び業務手法、仕様書4(3)の個別プロジェクト仮説のイメージ等を提案すること。

#### イ スケジュール

業務を遂行するための実施手順及び人員配置等を記載した計画を作成すること。

ウ 実施体制

(ア) 実施体制 (要員の配置予定及び役割分担等)

(イ) 配置予定者の専門性、業務経験等実績

エ 同種又は類似業務の実績

オ 再委託等の有無及び予定

(5) 経費見積書 (様式第3号)

7部

別紙仕様書「4事業内容(1)～(3)」について、業務毎の見積内訳がわかるように作成すること。また、項目毎に数量、単位、単価及び金額を明記すること。

ア 業務全体の経費見積書 (イ+ウの合計額)

※33,992,046円 (税込み) を超えない額とする。

イ (1) 需要推計調査に係る経費見積書

※8,996,301円 (税込み) を超えない額とする。

ウ (2) 技術動向調査及び(3) 個別プロジェクト形成支援、シナリオ検討に係る経費見積書

※24,995,745円 (税込み) を超えない額とする。

(6) 会社概要 (会社案内、パンフレット等)

7部

(7) 上記(1)～(6)のPDF形式の電子データを格納した電子媒体

1部

※電子媒体の容量に応じて提出方法を指示するので、提出前に担当部局まで連絡すること。

5 提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年8月4日(水) 午後5時必着

(2) 提出先

上記3担当部局に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送 (配達記録が残るものとする) に限る。

6 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、(4)の評価基準により審査する。

(2) プレゼンテーション

審査委員会では、プロポーザル参加者が、4(1)「企画提案書類」によりプレゼンテーションを行ったうえで審査する。※プレゼンテーションは令和3年8月5日(木)開催予定。時間及び開催方法は、参加者に別途通知する。

(3) 選定結果の通知

採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(4) 企画提案を選定するための評価項目

業務の方針及び手法	①事業趣旨の理解度 ②提案内容の的確性 ③工程の妥当性 ④見積額の妥当性
業務の実施体制	⑤要員配置等の適切性 ⑥配置予定者の専門性・実績
業務の実績	⑦同種又は類似業務の実績

7 質問の受付

(1) 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、令和3年7月29日（木）午後5時までの間、担当部局において電子メールのみにより受け付ける。

(2) 質問に対する回答日時及び方法

質問に対する回答は、令和3年7月30日（金）午後5時までに、電子メールにより行う。

8 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語とし、用いる通貨は日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 企画提案の審査は、提出された内容に基づき行うが、採用決定後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。また、委託金額については、採用決定後、見積合わせにより別途決定する。
- (5) 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- (6) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (7) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (8) 本契約の執行に際しては、地方自治法（昭和22年政令第67号）や茨城県財務規則をはじめとする諸規定が適用される。